### 1 業務名

さっぽろ連携中枢都市圏「まちづくりパートナー協定」PRに係るJR北海道車内ステッカーの制作及び掲出業務

#### 2 業務概要及び本業務の背景・目的

# (1) 業務概要

JR北海道の列車内への広告掲出にあたって、掲出ステッカーのデザイン、必要部数の印刷、掲出枠の確保、JR北海道との調整などの掲出に伴う一切の業務を行う。

#### (2) 本業務の背景・目的

さっぽろ連携中枢都市圏(以下、「さっぽろ圏」)の魅力・活力をより向上させるため、さっぽろ圏域の内外において、「さっぽろ連携中枢都市圏『まちづくりパートナー協定』」締結企業(以下、「パートナー企業」)と連携した取組を行っているところであるが、この連携した取組・活動をより一層促進していくには、さっぽろ圏において、「さっぽろ連携中枢都市圏」や「パートナー企業」が住民等に広く認知されることが重要である。

本業務では、「さっぽろ連携中枢都市圏」及び「企業とさっぽろ圏の市町村が連携した取組を行っていること」について、圏域内外にPRするため、さっぽろ圏を走行するJR北海道の列車内へステッカー掲出を行う。

## (3) さっぽろ連携中枢都市圏について

さっぽろ連携中枢都市圏(以下、「さっぽろ圏」という。)は、人口減少・少子高齢 社会にあっても圏域内の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるため、2019年 3月に札幌市、石狩管内市町村(江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別 町、新篠津村)及び札幌市への通勤・通学割合が10%を超える市町村(小樽市、岩 見沢市、南幌町、長沼町)の計12市町村により形成。

さっぽろまちづくりパートナー協定締結企業のうち 17 社(13 協定)と「さっぽろ連携中枢都市圏『まちづくりパートナー協定』を締結し、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンの実現に向けて、それぞれが有する資源を有効に活用しながら、連携した取組を行っているところである。

※さっぽろ連携中枢都市圏については、以下のHPを参照のこと。

http://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusu.html

※さっぽろ連携中枢都市圏「まちづくりパートナー協定」及び締結企業については、 以下のHPを参照のこと。

http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/partner\_sapporoken/top.html

#### 3 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

## 4 業務内容

(1) JR北海道車内掲出ステッカー制作業務

制作するステッカーは、「さっぽろ連携中枢都市圏」及び「さっぽろ連携中枢都市圏『まちづくりパートナー協定』」の概要や趣旨について十分理解した上で、委託者と協議の上、下記のとおりの内容及びデザインで制作すること。

ア 広告内容・デザイン

パートナー企業が行政と連携したまちづくり活動・取組内容が簡潔に伝わり、 かつ企業のイメージアップに資する内容とし、印象に残るようなデザインとする こと。また、内容・デザインは下記事項に従い、委託者と協議した上で制作するこ と。

- (ア) パートナー企業1社ごとに1意匠のステッカーを制作すること。なお、パートナー企業は13社である。
- (イ) 委託者が提供するさっぽろ連携中枢都市圏イメージロゴ及びパートナー企業 専用ロゴマークを使用し、各パートナー企業の取組内容を簡潔に紹介する内容 及びデザインとすること。
- (ウ) さっぽろ連携中枢都市圏イメージロゴ及びパートナー企業専用ロゴマークの 扱いについては、委託者が別途提供するロゴマニュアルに従うこと。
- (エ) 色校正を含む校正は2校以上とし、委託者がチェックを行うために必要な日数を考慮して進めること。

イ ステッカー種別・サイズ

(ア) ステッカー種別

JR北海道 普通列車吹寄せステッカー広告

(イ) サイズ

H165×W200mm 角丸 (R11)

ウ 枚数

380 枚

(2) JR北海道車内へのステッカー掲出業務

上記(1)で制作したステッカーを、さっぽろ圏を走行する列車内ドア等に掲出する。

ア 掲出場所

車内側面窓間部分

イ 掲出車両(走行区間)

札幌(731系/733系/735系/721系)

(小樽-札幌-新千歳空港/札幌-医療大学/新千歳空港-苫小牧/ 苫小牧-札幌-小樽/札幌-旭川)

ウ 掲出期間

令和4年3月1日から令和4年3月31日までの31日間

#### 5 報告及び成果物

- (1) 当該関係業務の結果は、別紙完了届にて速やかに市に提出すること。
- (2) CD-R 等のデジタル媒体にて、製作したステッカーのオリジナルデータ

### 6 留意事項

- (1) 受託者は具体的な内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、業務の進捗状況について随時、委託者に報告し、委託者から必要な指示を受けること。
- (2) 受託者は、委託者に対し、本業務に基づく成果物(原稿データ、写真データ含む) に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとし、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者 に対して行使しないものとする。
- (5) 受託者は、使用する写真、イラスト及び文字等受託者以外の著作物の場合には、 その著作物の使用方法について、著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを とり、著作者と委託者の間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。
- (6) 受託者は本業務の遂行に当たり、受注者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。また、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合や前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責による事由により紛争が生じた場合、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた事項 については、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (8) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (9) 本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含むすべての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。
- (10) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

## 7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

#### 8 担当

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課中田

電話:011-211-2964

E-mail: csr\_info@city.sapporo.jp

## 【個人情報取扱注意事項】

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人 の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしては ならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。 (再委託等の禁止)
- 第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、 あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に より承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が 記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。 (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を 目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が 記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が 別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。